

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(富山県指定 第1670300282号)

当事業者は、ご契約に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。
当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

事業所名 有限会社美里会
住 所 富山県射水市桜町19番の3 (〒934-0015)
電 話 (0766) 82-1880 F a x (0766) 82-5155
代 表 者 代表 尾 島 暁 美
設 立 年 月 平成16年8月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成16年8月1日指定 富山県1670300282

事業所の目的

有限会社美里会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立って、公平・公正な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえ、自立に向けて設定された目標を達成するために適切な介護サービス等が提供されるよう配慮します。事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の関係機関等との連携に努めます。

事業所の名称 ぶどうの木居宅介護支援事業所
事業所の所在地 富山県射水市桜町19番の3
電話番号 (0766) 82-1880 F a x (0766) 82-5155
事業所長 尾 島 暁 美

当事業所の運営方針

介護保険事業以外のサービスも組み合わせ、利用者が安心して地域で生活できるよう支援サービスを提供します。

当事業所が行っている他の業務

サービスの種類（介護保険指定番号）

ぶどうの木通所介護 (富山県指定 第1670300308)

通常事業の実施地域

射水市 高岡市

営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日から金曜日までとし国民の休日も営業していますが
12月31日から1月3日までの年末年始は休みとなります。
営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとなります。

3. 職員の配置体制

当事業所ではご契約者に対して指定介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員の配置をしています。

職種	常勤	非常勤	所有資格
事業管理者	1名		介護福祉士

4. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますのでご契約者の利用料負担はありません。

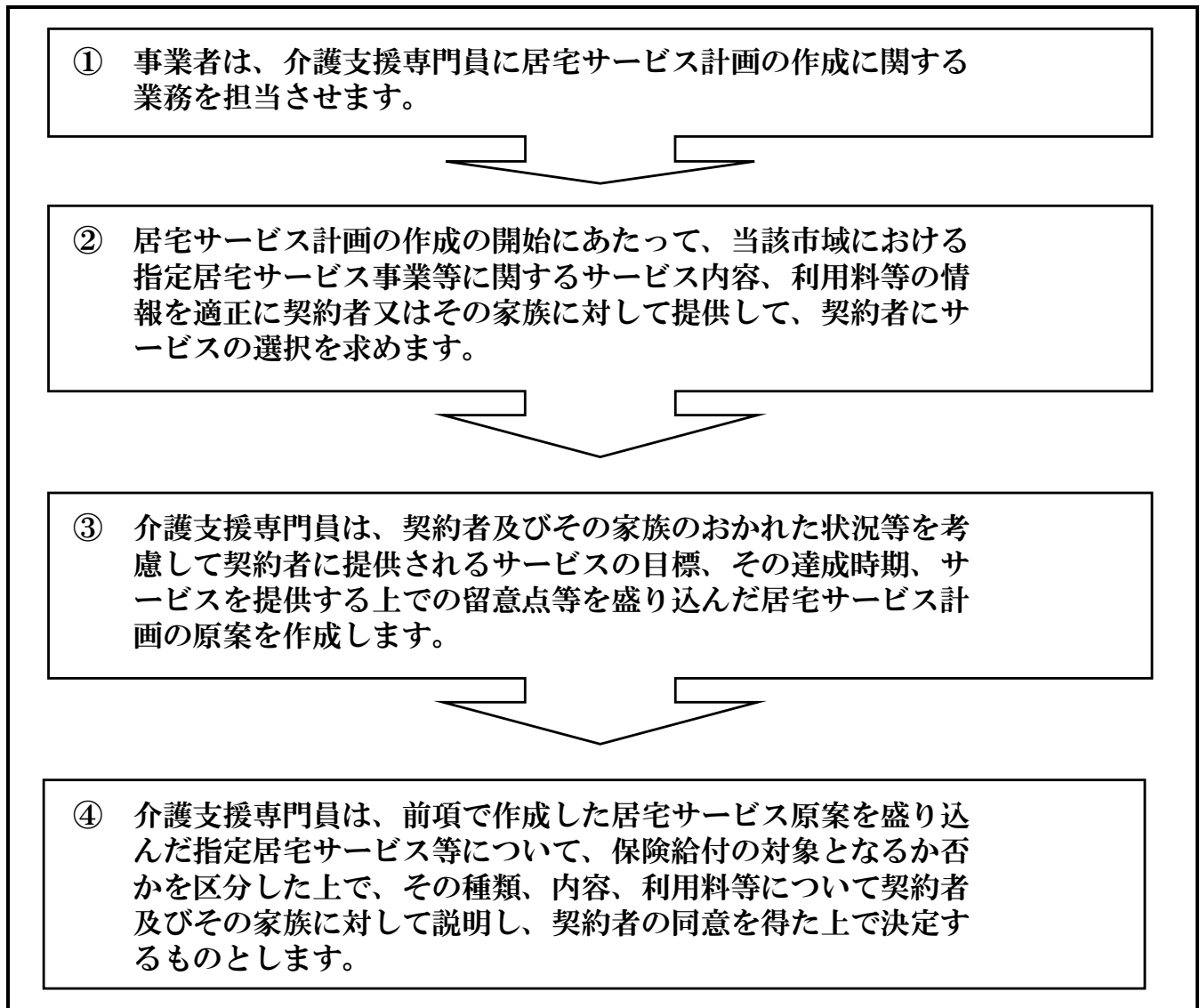
サービス内容と利用料金（契約書第3～5条に係る説明）

＜サービスの内容＞

居宅サービス計画（ケアプランの作成）

- ① 契約者の家庭を訪問し、契約者や家族に面談、情報収集をし、課題の把握に努めます。
- ② 地域における居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、公正中立な立場で居宅サービス計画を作成します。
- ③ ケアプランの原案が、目標指向型で、契約者の実情に見合ったサービスの提供となりよう留意します。
- ④ 介護保険給付の支給の有無、利用料等のサービスに資する内容を契約者または家族に説明します。
- ⑤ ケアプランは、利用者や家族と協議をした上で、必要があれば変更を行うことができます。

<居宅サービス計画の流れ>



- (1) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
要介護認定の申請、及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) サービス実施状況の把握、評価
① 利用者及び家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。
② 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により、状態の変化等に応じてケアプランの評価・変更を行います。
- (3) 給付管理
利用者は法廷代理受領サービスに該当するサービスを利用した場合には、その内容に基づき、月ごとに給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(4) 介護保険施設の紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

(1) 居宅介護支援費

区分	取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	10,860円/月	14,110円/月
II	45件以上60件未満	5,440円/月	7,040円/月
III	60件以上	3,260円/月	4,220円/月

※ 当事業所は運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合には、上記金額より、2000円を減額することになります。

※ 45人以上場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合には居宅介護支援費II又はIIIを算定します。

(2) 初回加算

加算	要介護1・2・3・4・5
初回時	3,000円

※算定要件

初回加算

- ・新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

(3) その他の加算

区分	加算	要介護1・2・3・4・5
I	入院時情報連携加算	2,500円
II		2,000円
(I) イ	退院・退所加算 (カンファレンス参加無)	4,500円
(I) ロ		6,000円
(II) イ	退院・退所加算 (カンファレンス参加有)	6,000円
(II) ロ		7,500円
(III)		9,000円
	通院時情報連携加算	500円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円

入院時情報連携加算

- I、病院又は診療所に入院したうちに、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供していること
- II、病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供していること

退院・退所加算

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

- (I) イ、 医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること
- (I) ロ、 医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外により1回受けていること
- (II) イ、 医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること
- (II) ロ、 医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
- (III) 医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

通院時情報連携加算

利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う

緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス等の利用調整を行った場合

ターミナルケアマネジメント加算

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等記録し、主治の意思及び居宅サービスに位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

5. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関を連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 飯田 裕美子
-------------	------------

6. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律 第11条第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第30条の2第1項の規程に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず、有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめしたりする行為）
 - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

7. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続契約に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施します。感染症が発生、またはまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生またはそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生またはそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

7. 守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、契約終了した後も秘密の保持を継続します。

8. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、不可抗力による場合は除きます。

9. 公正中立な立場での業務実施について

当事業者は、ご利用者のサービス事業者への支援を行うにあたっては、ご利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行わないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行っています。

10. 身分証遂行義務

介護支援専門員は、常に身分証を遂行し、初回訪問時及び利用者または利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

9. 苦情の受付について（契約書第16条にかかる説明）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 介護支援専門員 飯田 裕美子

○受付時間

毎週 月曜日～金曜日

8：30～17：30

（苦情は面接、電話、書面等により随時受け付けます。）

ぶどうの木居介護支援事業所

電 話 (0766)82-1880 F a x (0766)82-5155

（2）行政機関その他の苦情受付機関

射水市 福祉保健部介護保険課	富山県射水市新開発410番地1 (0766) 51-6627
高岡市 福祉保健部高齢介護課	富山県高岡市広小路7番50号 (0766) 20-1375
富山県 国民健康保険団体連合会	富山県富山市下野字豆田995番地3号 (076) 431-9833
富山県福祉サービス 運営適正委員会	富山県富山市安住町5番地21号 (076) 432-3280

14. 個人情報の利用について

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適性に処分します。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記の目的に限り使用します。
 - 1) 居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の遂行
 - 2) サービス担当者会議での情報の共有
 - 3) 各サービス担当者及び主治医との情報共有
 - 4) 当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - 5) 関連学会、研修での匿名下での発表
 - 6) その他公官庁の法律法令上の照会時
- (3) なお、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。(救急病院への情報伝達など)
- (4) また、利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し同意を得た上で利用変更します。

※ 一部又は全部を制限する事ができます。但し、全部を制限した場合は居宅支援を提供できない場合があります。

個人情報保護責任者 飯田 裕美子
有限会社 美里会

説明者 ぶどうの木居宅介護支援事業所
介護支援専門員

氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者からぶどうの木居宅介護支援事業所の重要事項説明を受けたことを確認し、居宅介護支援事業所との契約を申し込むとともにサービス担当者会議などに、必要に応じ利用者及び家族の個人情報を提供する事に対しての同意を含め、同意いたします。

利用者（契約者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者（契約者）の家族等署名代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____